

■通関士試験問題解説集（平成27年度版）

下記の通り訂正し、お詫び申し上げます。

該当箇所等	【正】(変更後)	【誤】(変更前)
解答編 P.250 <b>【課税価格の決定の原則による課税価格の決定の可否-1】</b> (15)	(15)= <del>×</del> 第4条第2項第1号かつこ書、施行令第1条の7第2号（本邦で輸入貨物の再販売等をする者は、……、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定することができる。）	(15) 第4条第2項第1号かつこ書、施行令第1条の7第2号（本邦で輸入貨物の再販売等をする者は、……、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定することができる。）
問題編 P.332 <b>[39] 関税法第75条（外国貨物の積戻し）</b> (1)	(1) 仮に陸揚げされた外国貨物を外国へ積み戻す場合において、当該貨物が外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）の規定による経済産業大臣の輸出の許可を受けなければならないものであるときは、その積戻しを行おうとする者は、税関長に対し、経済産業大臣の輸出の許可を受けている旨を証明しなければならない。 (08. 14) (注) 解答については変更はありません。	(1) 仮に陸揚げされた貨物を外国に向けて送り出す場合には、必ず税関長に積戻し申告をしなければならない。  (08. 14)
問題編 P.353 <b>[47] 関税法第70条（証明又は確認）</b> (1)	(1) 他の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、輸入申告の際に当該他の法令の規定による検査の完了又は <u>条件の具備</u> を税関に証明し、その確認を受けなければならない。 (03. 08. 12)	(1) 他の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、輸入申告の際に当該他の法令の規定による検査の完了又は <u>検査の完了</u> を税関に証明し、その確認を受けなければならない。 (03. 08. 12)
解答編 P.265 <b>【通則4～6・備考関係】</b> (2)	(2)= <del>×</del> 通則5(a)	(2)= <u>○</u> 通則5(a)
解答編 P.276 <b>【権限・手続関係】</b> (9)	(9)=× 経済産業大臣の指示範囲内に限定（第11条第2号イ）	(9)=× 水産物は特例除外貨物とされていない（第14条第1号別表第17号、告示）
解答編 P.277 <b>【輸入承認の要否】</b> (9)	(9)=○ 水産物は特例除外貨物とされていない（第14条第1号別表第17号、告示）	(9)=○